

## 議案第 65 号

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴い、次のとおり財産を処分することについて関係地方公共団体と協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

三田市長 田村克也

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分

丹波少年自然の家事務組合の財産を次のように処分する。

- (1) 組合の解散時に保有する一切の財産、権利等は丹波市に帰属させる。
- (2) 前号に伴い必要となる経費については、関係地方公共団体が負担することとし、組合に拠出する。

（提案理由）

令和 6 年 3 月 31 日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴う財産の処分について、関係地方公共団体と協議する必要があるため、議会の議決を求めるものである。